

第89回京都市消費生活審議会 会議録

- 1 日 時 平成18年8月3日（木） 午後2時30分～午後4時
- 2 場 所 市民生活センター 研修室
- 3 出席者 京都市消費生活審議会 15名（別紙座席表のとおり）
京都市
文化市民局長，市民生活部長，市民総合相談課長ほか
- 4 議 題 別紙次第のとおり
- 5 概 要

(1) 文化市民局長挨拶

(2) 野村会長挨拶

(3) 京都市消費生活基本計画（案）について

事務局より説明後質疑応答

野村会長 説明にありましたように、計画本文に修正しているところがあり、考え方や見解、対応すべき中身について示されております。パブリックコメントを経て、事務局が計画（素案）をより豊富化したということがわかりいただけたかと思いますが、まだ不十分であったり、もう少し掘り下げるべき部分、あるいは解釈、見解についての御意見等があるかと思しますので、審議を深めたいと思います。

それでは、御意見をお願い致します。

蒞委員 多くの意見が集まったのは、市民の関心の高さだと思います。意見に対して、きちんと対応していただき、うれしく思っております。

その中で、消費者団体が交流しあいながら現在の状況について勉強したり、事業者と意見交換しながら理解を深めていく機会を設けると明記されていることなど、大変うれしく思います。

それと、消費者団体訴訟制度につきましては、かなり多くの意見が寄せられていると思いますが、これにつきましても対応していくと書いていただき

ありがたいと思います。

ただ、情報提供その他支援の方向というのは、できれば「国の方針を踏まえて」というのではなく、これから積極的に担っていこうという団体等の意見を事前に聴取しつつ、積極的な施策を展開してほしいと思っております。

井戸委員 パブリックコメントにある「情報提供をしっかりとしてほしい」ということと、「訴訟費用について公的支援をしてほしい」ということは、全国的にどの団体も望んでいることです。「基本計画（素案）本文（以下「本文」）」p 17で下線を引いて提示していただいているのですが、ここはもう少しはっきりとした表現にならないものかと思います。「情報提供と財政的支援のありかたを検討します。」というように、もう少し具体的に書けないかなと思います。

センターが持っている被害情報が団体に伝わらないといけないし、そこを書けないかなと思います。それと、京都で消費者団体訴訟を担おうとしている団体がどれくらいあるのか、どういう活動をしているのかということを教えてください。

長谷川課長 団体訴訟の関係の状況につきましては、支援基金制度があり、京都では京都消費者ネットワークが交付を受けられたことを確認しています。

情報提供については、消費者契約法の改正案の中でも当初から明記されておりましたが、財政的な支援につきましては、色々な御意見があったかと思えます。最終的に国会で可決される際の附帯決議に「適格団体の活動資金が円滑に確保されるよう、環境調整をはじめとした諸施策につとめること」と盛り込まれました。

情報提供については、これから団体等とも協働してどのような形で進めるか具体的に検討していきます。一方、財政的な支援については、国の見解が明らかになっていないのではないかと考えております。

鹿島部長 団体との交流ということでは、消費者問題を解決していくには、行政が相談の窓口ではありますが、皆様の協力がないと大きな成果は得られないと考えております。今後、交流をさらに進めていくことを考えており、事業を展開するための予算措置もあわせて検討していきたいと思っております。

また、団体訴訟制度に関する財政的支援については、中身を国の方が明らかにしておりませんので、このような表現に止めております。情報の提供に

については、はっきりしていますので、修正をさせていただいて盛り込むという形で考えさせていただいたらどうかと思っております。

井戸委員 例えば、政令市3つで何か対応をするというようなことは考えてないのですか？

長谷川課長 具体的にそのような話はしておりません。

小林委員 少し情報提供させていただきます。適格団体を担う組織として新しく立ち上げた消費者支援機構関西というものがあり、賛助会員として生協も関わっております。

全国では、東京を中心に消費者機構日本というものが、日本生協連や消費者相談に携わっている消費者団体などが集まって立ち上がって、その後、関西でも大阪を中心に幾つかの府県も参加してそのようなものをたちあげたという経過があります。数年前から京都でも弁護士、司法書士、相談員、生協、コンシューマーズ京都などが参加し、活動してきた消費者契約ネットワークというというものがあります。

本文にどこまで書くかは財政的な問題もあるので難しいということで、情報提供についておっしゃいましたが、もう1つ重要だと思っております。

それは、この制度がどういうものなのか消費者にとってもなじみがないので、こういう制度ができて、こういう活用ができますよという周知、情報提供をすることです。

それと同時に適格団体と認定されると、それは非常に公共性が高いものと言われているので、団体に対する周知も非常に大事と思います。

松岡部会長 本文に書き込むかは別として、考えたらいいかとすることがあります。

以前、消費者契約法ができた時に、経済企画庁の担当者に審議会に来てもらい勉強会をしたことがあります。

審議会委員だけでなく、関心を持っている方や団体などに対しても周知徹底を兼ねて勉強会を行い、要望等があれば、そこで具体的に検討してみるといった催しをすれば、交流もできますし一石二鳥になるかと思います。

小堀委員 「消費生活基本計画（素案）に対する市民意見について」p23の意見に関することですが、食品安全衛生問題というのは大変関心が高まってきて、近畿農政局、京都府、京都市いずれもが一生懸命がんばっています。ですが、

市に行くと府の所管と言われ、府に行くと国の所管と言われたことがあります。

また、市だけでなく府の規制もあり、二重の規制になっていることがしばしばあります。食品安全衛生問題をめぐって、二重行政のような感がますます広がっていると思います。

野村会長　今のところ出た御意見は、団体訴権、団体間の交流、食品安全の問題を軸とした二重行政などでした。最後の問題について、一応、事務局の対応・見解については、この点については、府に任せて市として、わざわざ条例を策定というところまで踏みこまなくても内容的には十分対応できるのではないかという見解が示されているかと思います。他に御意見はございますか？

蒔委員　最近ではインターネット、ホームページで情報が提供されることが多くあり、大変わかりやすく、また、家に居ながらにして利用できるのも、大変いいものだと思いますが、一方でこれを使いこなせない人は排除されてしまうということがあります。使えない人に対する対応が必要だと思います。

また、使うことはできても機器を持っていないという人もいますので、市役所や区役所、市民生活センターに来たら自由に利用できるというサービスをしてほしいと思います。

野村会長　色々御意見があらうかと思います。先ほど団体訴権などについて意見が出ていて、より詳しく書くというのも1つの方法なんですけど、曖昧にしておく方がいいという判断もございます。

少なくとも審議会には報告なり質疑応答なり意見聴取なりするのは前提になりますので、そこでチェックできる条件がある限りは、計画の中にどういう言葉を入れるかということについては、柔軟に考えていただいた方がいいという考えをしないでもありません。

菊池委員　あまりがんじがらめにしてしまわず、調整できるように決める方が無難ではないかと思います。

野村会長　条例や基本計画では、高齢者の方々や若い学生達に対して、かなり重点的に啓発その他色々な取組をしなければならないとしております。従来から高齢者に対する配慮は相当取り組まれておりましたが、この基本計画の中にも若干現れていますが、大学との関係で従来と比べてかなり具体的にコミュニ

ケーションが取れるようになり始めております。

大学自体も、かなりの学生がねずみ講的なものに手を出したりして、放っておくわけにもいかないということもあります。そういった事態を背景として、最近、市民生活センターとある大学とが話しあって今後協力していくということになりました。個々の大学との関わりが強まる事態が見えておりますので、基本計画の中に位置づけ、高齢者と同時に大学との協力の中で若者達への取組を具体的に始め、その中で内容的により豊富にしていけるのではないかと考えております。

それから、消費者団体や事業者団体の交流ということでは、団体間のコミュニケーションを事務局側としてどのようにサポートできるかといった方向を積極的に示しているので、その点は評価をしていただきたいと思います。

いつ、どのような形で数値目標を具体的に設定するかについては、できるものもあればできないものもありますので、その点はもう少し柔軟に考えていただけたらと考えております。

5年後までにどうするかといったようなことは、今の世の中の動きを見ますとなかなか難しいです。初年度の具体案というところでは、数値目標を含めて検討できるかと思えますけれども、少しぼやかした形でも方向性が出ている限り、審議会でチェックし、議論し、提案できますので、そういった意味で計画（案）を計画にしていきたいと考えています。消費生活というのは流動的で多様ですので、中身を十分踏まえて対応してまいりたいと思います。

市民意見を踏まえて、事務局が対応・見解、本文修正をされて、これを審議会に提案していただき、皆さん方から御意見をいただいたわけであります。こういった意見を踏まえてさらに実際にこの案を計画化していくことになってまいります。この計画自体は行政サイドとして決めていくことになりますので、今日いただいた御意見を踏まえて、事務局サイドで具体的に進めていくことになろうかと思えます。

(4) 報告案件（2件）

事務局より説明

(5) 閉会 鹿島部長挨拶